

歯科衛生士法及び歯科技工士法の規定による 業務従事者届について

(1) 業務従事者届とは

歯科衛生士法第6条第3項及び歯科技工士法第6条第3項の規定により、業務に従事する歯科衛生士又は歯科技工士は、2年に1度、12月31日現在の状況を業務従事者届に記載し、就業地の都道府県知事に届け出ることとなっており、本年が届出の実施年となっております。

※ 京都府ホームページ、または京都健康医療よろずネット「京都府からのお知らせ」でも御案内しております（様式のダウンロードも可能です）。



京都府 HP



京都健康医療よろずネット

(2) 届出の方法

以下のとおり対応をお願いいたします。

● 歯科衛生士または歯科技工士が勤務している医療機関の場合

- ① 同封の「届出様式」を必要分コピーし従事者に配布いただく。
- ② 記載済みの届出をとりまとめ、京都府健康福祉部医療課へ郵送してください。

締切：令和3年1月15日

● 歯科衛生士または歯科技工士が勤務していない医療機関の場合

- ① 裏面の「該当者なし通知」に記載し、郵送もしくはFAXにて御回答ください。

締切：令和3年1月15日

FAX 番号： 075-414-4752

(3) その他

郵送の際は、右下の点線部分を切り取り宛名としてご活用ください。

※切手を貼って投函してください。

〒602-8570（住所不要）

京都府健康福祉部医療課

医務・看護係 宛

業務従事者届在中